

電力・ガス取引監視等委員会への報告概要

1. 電力・ガス取引監視等委員会からの要請内容

- (1)北陸電力送配電と協議の上で、託送情報に係る情報システムの共用状態を速やかに解消する計画を立案し、提出すること。
また、計画の実施状況を定期的に報告しつつ、計画を実行すること。
- (2)行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底するために内部統制体制の確認を実施のうえ提出するとともに、以降も定期的に状況を報告すること。

2. 報告概要

(1) 託送情報に係る情報システムの共用状態を解消（物理分割）する計画

◆物理分割の方法

- ・託送情報に係る情報システムのうち、論理分割した上で北陸電力送配電と共用している営業・配電システムについて、新たに増設するホスト計算機に北陸電力送配電のみが利用するシステムを複製し、ハードウェアレベルで分割
- ・現在の営業システムからは送配電側の情報を削除し、当社が継続利用

◆工期

- ・品質確保を前提に、作業の並行実施など可能な限りの短縮施策を織り込んだ結果、追加ホスト計算機の整備、システム開発（設計およびプログラム開発・テスト）、最終テスト等、合計4年6か月の工期が必要
(2027年度末に北陸電力送配電との共用状態を解消)

(2) 内部統制体制の確認

- ・従来からの取組みに加え、今般の事案を踏まえた、未然防止・再発防止策を実施し、役員および従業員のコンプライアンス遵守に係る意識向上に向けた取組みを強化してまいります。

(内部統制体制の確認に係る報告：主な内容)

項目	内容
内部統制体制の構築状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「業務の適正を確保するための体制」(内部統制システムの基本方針)のもと、体系的な内部統制体制を構築 ・内部監査部門として、業務執行から独立している品質管理・原子力安全推進部考査室を設置 ・当社および北陸電力送配電の全ての社内役員および、外部有識者である社外弁護士で構成するコンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス推進に係る施策や、コンプライアンス上の不適切事案等に係る事項を審議 (強化) ✓コンプライアンス推進委員会の下に「情報適正管理委員会」を新設し、未然防止・再発防止策を検討・実施 ・中立・専門的第三者を利用した業界大での体制として電気事業連合会が外部専門家を含めた視点からの確認を当社に対しても実施する予定
コンプライアンス遵守の意識定着	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進に関する社長の思いを社内放送とメールマガジンにて発信(毎年) (強化) ✓行為規制に関して留意すべき事項について、社長名の文書による全社向けの周知を実施 ・企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め、全ての社内役員および従業員に配付 ・コンプライアンスに関する誓約書、各種研修(随時)やコンプライアンスメールマガジン等による周知徹底および意識定着 (強化) ✓行為規制や個人情報保護に係る行動規範を改正し、全社に改めて周知 ✓行為規制・情報の適正管理および個人情報保護の観点から、研修を強化 ✓コンプライアンスに関する誓約書に、行為規制の遵守を追記
業務委託先の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまに関する情報の取扱いを委託する場合、個人情報保護に関する契約(委託先の組織体制整備等を規定)の締結を条件として実施
人事異動時の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動に関し、「行為規制の遵守に関する規程」において、その対象となる部門への異動を制限 (強化) ✓会社間の人事異動の際に所属長の承認なく持ち出されたデータを異動先で読めなくするための情報システムの仕組みを新たに整備 ✓営業部門への異動時の転入者向け研修における、行為規制や個人情報に関する内容の更なる充実
非常災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対応に関し、当社は、停電時に北陸電力送配電からの要請があった場合に限り、業務応援を受託。その場合も同社で知り得た情報の持出しおよび当社への持込みを禁止。

以上